

## 入札契約に係る変更事項について

工事の入札不調・不落の発生状況や、最近の急激な資材価格高騰等を踏まえ、入札契約に係る事項を以下のとおり変更します。

### 1 最新単価を用いた工事費等算出による入札契約手続きの運用改定について

労務・材料単価について入札時の最新単価を用いて工事費等を算出することとします。

(1) 対象

全ての建設工事

(2) 新たな運用

労務・材料単価の適用年月は『入札時の年月』とする。

(3) 適用

令和4年7月5日以降に公告する工事から別途通知する日までとする。

### 2 復興係数及び復興歩掛の適用について

対象工事を「全ての受託工事(受託元と協議が整った土木工事に限る)」から「全ての土木工事」に拡大します。

(1) 対象工事

全ての土木工事

(2) 補正方法

・間接工事費の補正（復興係数）

【対象工事】対象とする土木工事すべて

【補正係数】「広島高速道路公社土木工事標準積算基準」により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

① 共通仮設費：1. 1

② 現場管理費：1. 1

- ・日当たり作業量の補正（復興歩掛）

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たり標準作業量を20%低下する補正

$$\text{補正後の作業日当たり作業量} = \text{作業日当たり標準作業量} \times 0.8$$

(3) 適用

適用期間は令和4年7月5日以降公告する工事から別途通知する日までとする。

### 3 建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用改定について

令和4年6月30日付けで広島県が建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用を一部変更したことを受けて、当公社においても、同様に運用することとします。

(1) 単品スライド条項

特定の資材価格の急激な変動に対する措置であり、主要な工事材料の品目ごとに算定した各変動額が請負代金の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

(2) 主な運用ルールの改定のポイント

《これまでの運用ルール》

- ・工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

《新たな運用ルール》

- ・購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格が高くても、変更後の単価として用い請負代金額を変更することを可とする。

(3) その他の新たな運用ルール

- ・鋼材類について、鋼材特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示すことができない場合、購入時期を証明することができれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ・年度末に完済部分検査を行う複数年にまたがる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

(4) 適用

適用期間については令和4年6月17日以降に工事請負契約約款第25条第5項に係る請求が行われたものから別途通知する日までとする。